

「糸満市土地利用（真栄里地区）基本構想（案）」に関する意見の募集（パブリックコメント）の結果について（公表）

- ① パブリックコメントの実施期間 : 平成 30 年 4 月 27 日（金）～5 月 25 日（金）
- ② 提出者と提出された意見 : 提出者 1 名、意見数 3 件
- ③ 意見の要旨と糸満市の考え方 : 下表のとおり。

| 番号 | 意見 | 糸満市の考え方 |
|----|--|---|
| 1 | <p>・計画地区周辺には、多数の医療・福祉施設が設置されています。今般、「福祉型児童発達支援センター」が同地域にオープンしました。そこでは、発達に心配のある子どもや保護者、一般の相談者、子育て支援等の研修会等、包括的な利用が多々見込まれており、周辺の施設をはじめ多くの方々が利用する見込みとなっています。また、障がい児・者ともに音に対して敏感に反応し、大きな音に対してはパニックを引き起こす要因にもなります。構想を進めるにあたっては、騒音、振動、粉じん、危険物貯蔵等を発生させる工場の制限や、例えば近隣に緑地帯や公園を整備する等、利用者が健やかに療育訓練及び就労訓練が行えるような環境整備をお願いします。</p> | <p>・医療・福祉施設をはじめ、計画地区と接する計画地区外の場所については、緩衝緑地や公園等を整備し、立地企業と直接接することがないように整備計画図（案）としております。また、本基本構想策定後、実現化に向けた事業実施過程において、環境アセスメントの実施や説明会の開催等を想定しており、計画地区や周辺地域で適正な環境配慮がなされるよう取り組んでまいります。</p> |
| 2 | <p>・計画地区周辺の施設は、常時多くの方々が利用しており、自動車の往来や、徒歩、自転車、車椅子で通所する利用者も多いことから、道路整備においては、自動車が安全にスムーズに往来できるよう、一定幅の道路及び歩道の整備をお願いしたいほか、この一帯は土地が斜面になっており大雨時には冠水も懸念されることから、排水機能の整備も併せてお願いします。</p> | <p>・道路や排水処理の施設の配置、規模等については、本基本構想策定後、実現化に向けた事業実施過程において、計画地区の周辺地域や施設、企業等の意向や現地踏査を踏まえ、関係法令に基づき計画させていただきます。</p> |
| 3 | <p>・計画地区に企業立地が進むことにより、障がい者の一般就労の可能性も高くなることから、企業誘致にあたっては障害者法定雇用率や障がい者の理解促進が図られるよう、ご配慮の方をお願い致します。</p> | <p>・「糸満市第 4 次障がい者計画」に基づき、一般企業・事業所等における障がい者雇用の促進に取り組んでまいります。</p> |